

秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県公営企業管理規程第一号

秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程

秋田県公営企業財務規程（昭和四十三年秋田県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「第十号」を「第十一号」に、

| | | | | |
|---|--|--|-------------------------------------|---|
| <p>(註) 物品の受入 通知及び払出 通知に関する こと</p> | | | <p>全ての事 項</p> | |
| <p>(註) 物品の受入 通知及び払出 通知に関する こと</p> | | | <p>総務班長 専決事項 以外の事 項</p> | <p>第三十七条第二項第七号及び第九号に 掲げる経費に係る事項並びにこれらの 経費を除く消耗品費、賃借料、通信運 搬費及び雑費（食糧費のうち別に定め るものを除く。）で一件の金額十万円 未満のものに係る事項</p> |

に改める。

「渇水準備金引当 (借方)」を「F11電力料」に改める。
 「渇水準備引当金」を「F11電力料」に改める。
 「取崩」を「」に改める。

別表第四(一)電気事業会計勘定科目表費用の表中
 「」を
 「」を

「F11発電所費」を「固定価格買取制度認定設備」に関する費用を整理する。に改める。
 「」を「」に改める。

附 則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。